

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和 8 年 1 月 23 日（金）10 時～12 時
会場	大田区役所 第五・第六委員会室
出席者	<p>出席：《委員》</p> <p>石渡委員(会長)、鹿野委員(副会長)、渡邊委員、星野委員、中島委員(欠席)、常安委員(欠席)、石橋委員、大谷委員、菅野委員、丸山委員、神作委員(欠席)、長谷川委員、武原委員、高瀬委員、根本委員、有我委員、近藤委員、</p> <p>事務局：《大田区》</p> <p>政木福祉支援担当部長(欠席)、山浦福祉管理課長、黄木福祉支援調整担当課長、喜多高齢福祉課長、竜崎障害福祉課長、松田介護サービス推進担当課長 上田大森地域福祉課長、浅沼調布地域福祉課長、根本蒲田地域福祉課長、若林糶谷・羽田地域福祉課長、富永自立支援促進担当課長 菊地調整担当係長、滝本調整担当係長、高橋調整担当係長、千葉主事、浅井主事 《大田区社会福祉協議会》</p> <p>大淵事務局次長、岡田おおた成年後見センター長、 福本推進担当係長、吉田主任、白石主事、中村主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介（資料番号 1） 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 社会貢献型後見人(市民後見人)及び権利擁護サポーターの養成について イ 国の動向について (2) 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 地域連携ネットワークの強化に向けて ※地域連携ネットワーク強化部会（第 2 回）の報告 4 事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール 5 閉会
会議資料	<p>資料番号 1 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿</p> <p>資料番号 2-1～5 社会貢献型後見人(市民後見人)及び権利擁護サポーターの養成について 令和 8 年 1 月法務省民事局 「法定後見制度の見直しの概要」</p> <p>資料番号 3 地域連携ネットワーク強化部会（第 2 回）概要</p> <p>資料番号 3-1～3 事例による地域連携ネットワークの強化</p> <p>資料番号 4-1～2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（緊急対応・日常対応）</p>

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

議事要旨

1 開会

中核機関 大田区 有我福祉部長 あいさつ
～～～有我福祉部長 あいさつ～～～

2 委員紹介

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 1 参照～～～

3 議事

(1) 報告事項

ア 社会貢献型後見人(市民後見人)及び権利擁護サポーターの養成について
～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 2-1～4 に基づき説明～～～

ア 社会貢献型後見人(市民後見人)及び権利擁護サポーターの養成について
～～～岡田おた成年後見センター長 資料番号 2-1～5 に基づき説明～～～

イ 国の動向について

～～～星野委員「法定後見制度の見直しの概要」に基づき説明～～～

【石渡会長】

今までご説明いただいたところで、補足説明や何か質問はありますか。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

私は、東京都で 1900 人弱いる「とうきょうオレンジドクター」制度の認知症サポート医として活動している。実際活動しているドクターは 100 人～200 人であり、現在活動が低調である。星野委員のお話は、とうきょうオレンジドクターの医者をはじめとして、認知症サポート医には必須の知識であり、今後、医師の役割が大きくなるのだと身が引き締まる思いでお聞きした。

【石渡会長】

星野委員から先ほど診断書の重要性についてご説明があり、東京都ではオレンジドクターということで、いろいろ活動されていることを共有した。情報提供や動き出してからも様々なことが必要になると思う。

その他に補足説明や何か質問はありますか。

【星野委員（東京社会福祉会）】

医師の先生に診断書を書いていただくときには、本人情報シートなどを参考にさせていただいている。医学的見地で本人の判断能力を見るということプラス、日常的な支援者

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

が本人をどのように支援しているかがとても重要になる。中核機関の役割も、来年度、国で法定化を含めて検討が進んでいくと思う。その時に、中核機関が様々な領域の方たちと、後見制度だけでなく権利擁護に関わってくるので、共通の認識や理解を持つこと、中核機関がハブになることが、とても大事だと思っている。医師の先生方とこれまで以上に、この制度について共通の認識を持ち、連携する必要があると思っている。

【長谷川委員（東京精神保健福祉士会）】

細かいところになるが、補助の終了の期間が設けられるのであれば、終了の要件が変わるのかどうか教えてほしい。

【星野委員（東京社会福祉会）】

有期性にするかの議論については、期限は〇年と規定するのではなく、家庭裁判所の毎年の定期報告の時に、裁判所がその報告に基づいて終了するか継続するかを判断することになる。補助人 1 人の判断ではなく、本人の意向、支援者の意向、終了した場合の支援体制のあり方を総合的に判断し、家庭裁判所が判断する。

1 年前は部会に出席されている最高裁の委員も、毎年の定期報告で判断することは難しいという意見を出されていたが、最終的に現在行われている定期報告の時に合わせて判断することが適切という見解になった。裁判所だけでは、地域の状況がわからなく、終了としてよいか判断することが困難なため、中核機関や専門職団体等と裁判所で情報共有が必要になるケースが出てくる。終了する場合は、裁判所が職権で終了させる判断ができる。ただ、再び課題や問題が起こり、補助人が必要になったときは改めて一から申立てをするのではなく、より簡便な方法でまた制度が利用できる仕組みが必要だということも議論されている。

【丸山委員（大田区介護保険サービス団体連絡会）】

適用範囲の拡大のとらえ方として、今までの後見制度よりも、現場として使いやすい方向になると理解していいのか。具体的に家の金銭管理等についても適用範囲が広がるのかお聞きしたい。

【星野委員（東京社会福祉会）】

法務省の資料の適用範囲拡大の意味は、現在の補助の方だけではなく、保佐や後見の方も補助の考え方に広げることを示している。現在の補助の方の制限が強くないかということが懸念された。丸山委員のご質問のとおり、もっと身近に使いやすくなるのかは、私たち支援者がこの法改正をどう受け止めるかによると思われる。

現在、認知症の方が 500 万人と言われている中で、障害の方を含めて利用者が 25 万人程度である。判断能力が不十分というのは、補助の方を想定すると相当数の方がいるが、これらの人がすべて法定の補助人が必要となるわけではない。

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

現在は、一度利用すると終身までとなるが、期間限定になるということは、利用者側にとっては使いやすくなることを目指して議論してきた成果である。ただ、本人にとって利用しやすい制度となるかどうかは、一方で支援者の方たちが、考え方や発想を変えなくてはいけないという課題に向き合う必要がある。

【丸山委員（大田区介護保険サービス団体連絡会）】

その発想や考え方が重要だと思っている。現在の後見制度でも、介護サービスのハンドサービスのところを十分に理解しているのか、シャドーワークみたいなことが発生していることを理解しているのかと感じている。今回の改正は 1 から見直し、考え方を普及させていくいい機会だと思っている。ますます責任を感じた部分でもある。必要性の有無についても一番に感じるのは、本人や家族、支援者としてハンドサービスする介護保険の従事者であると思っている。

【星野委員（東京社会福祉会）】

今回の民法の改正だけでは無理なところもあり、例えば、身寄りのない方の身元保証に関わるような問題等では、安易に代理人が求められているという課題がある。先日の第二東京弁護士会のシンポジウムでも、身元保証を担う団体とも一緒に考えていくことが必要であると提示された。今までの後見制度の開始により後見人に任せればよいというのは、そもそも異なった理解であることが明確になっている。

今、目指されている後見人の権限を必要最小限にすることは、本人への介入が強すぎたことによるものではあるが、本人に様々な課題が出てきたときに社会でどう解決していくのか、事業者の方も安心してサービスが提供できる方法、本人が安心して社会生活を送れる方法、必要な方がいろんな立場で支えていくことになるので、社会福祉の領域での見直しが必要となる。法制審議会では、金融機関の方も委員として入っており、金融機関の立場からも大事な発言がなされた。

【星野委員（東京社会福祉会）】

新制度になると、基本は補助の考え方になるので、取消権が要同意事項となり、本人が同意をした部分の取消権が付与されることになる。民法 13 条 1 項の内容・文言を全て見直ししている。この中のどの部分について、自分は間違える可能性があるから取消して欲しいと思うことを本人が同意することが基本であるが、その同意が困難であり事理弁識能力を欠く常況と判断された場合に、特例として特定補助人を選任することができることとなる。特定補助は現行の後見類型とは異なり、例えば、施設に入所し日常生活のみで本人が自ら契約行為を行う場面がなく、詐欺被害に合うことこともないと思込まれる場合には、特定補助人を選任する必要性はないと判断される。

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【大谷委員(東京税理士会)】

市民後見人の対象者の年齢制限についてお聞きしたい。

【岡田センター長 (おおた成年後見センター)】

資料番号 2-1 を見ていただくと、対象ということで、令和 7 年 4 月 1 日現在で 64 歳以下の方としている。これは、基礎講習まではいいが、翌年からの実務実習の時に、社会福祉協議会と雇用契約を結び、社協の職員証を持たせ、個人情報報を扱ったり、実際に金融機関に行ったり実務を担うことになるからである。社協の定年が 65 歳であるため、64 歳以下の方に年齢要件を設けている。

【石渡会長】

制度が変わることにより、地域連携ネットワークがより重要になってくると思う。では次に協議事項に入る。第 2 回の部会の報告を福祉管理課から願います。

(2) 協議事項

ア 地域連携ネットワークの強化に向けて

地域連携ネットワーク強化部会 (第 2 回) の報告

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 3 に基づき説明～～～

事例による地域連携ネットワーク強化① 地域包括支援センター

～～～地域包括支援センター 菅野委員 資料番号 3-1 に基づき説明～～～

事例による地域連携ネットワーク強化② 基幹相談支援センター

～～～福祉管理課 高橋係長 資料番号 3-2 に基づき説明～～～

事例による地域連携ネットワーク強化③ おおた成年後見センター

～～～おおた成年後見センター 福本係長 資料番号 3-3 に基づき説明～～～

【石渡会長】

続いて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(緊急対応・日常対応)について事務局の福祉管理課からご説明をお願いします。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (緊急対応・日常対応)

～～～黄木福祉支援調整担当課長 資料番号 4-1～2 に基づき説明～～～

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

対応が難しい事例を紹介していただいたうえ、ネットワークを緊急対応と日常の対応を分けて整理をしていただいた。今までの事例紹介やご説明いただいたネットワークを強化するために、委員の皆様から何かご意見があればお聞きしたい。

【高瀬委員（大田区三医師会）】

貴重な事例紹介だった。私自身も在宅医療が専門なので、こういうケースに近い事例に出会うこともある。特に本日の事例は、その中でも最難関というか、難しい症例かと思われる。それぞれの症例で認知機能を早期に、長谷川式や MMSE で検査やチェックしていたらどうだったのか。お声掛けいただければ、お手伝いに行かせてもらう。支援が必要な方だったと思うので、状況が把握できたか教えてほしい。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

3-1 の事例になるが、奥様の倒れ方がひどかったのも、ご本人の判断能力の心配があった。日常生活を送るうえでそこまでの認知機能の低下はなく、約束もきちんとできていた。ご本人の認知症のかかりつけ医もいたので、先生にも相談できていた。

【星野委員（東京社会福祉会）】

私は部会に参加していたので、菅野委員が事例のなかで大変な対応をされたことは理解している。しかし、本人にしてみればお金が数十円しか残っていなかったけど幸せな人生だったのではないかと思う。この方は後見制度ではない中でここまで支援関係者に支えられて、医療機関や不動産の方を含めていい支援体制が構築された。一人で抱え込まず、いろんな機関と繋がっていたから、これだけの支援が出来ているので、幸せなことだと思いながら聞いていた。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

支援が繋がった事例ではあるが、どの役割が求められていたのか。例えば日常的な支援体制の中で、お金の管理が必要だったのではないか。今後、こういう方たちを支えていく地域のネットワークが必要だと思っている。

支援拒否の方は理解が難しいため、支援者が選んでほしいと思う選択をしないことになると拒否していると思われてしまう。拒否というよりは、その方に合う形の支援体制をつくることで解決できないかと思う。その時に成年後見制度を一度利用し課題を整理したうえで、地域に戻るようなイメージで、新しい制度が使われるといいと感じた。

【石渡会長】

拒否というよりもその方の理解度など、日頃の関係性が大事になってくるとご指摘いただいた。

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【菅野委員（地域包括支援センター）】

地域包括支援センターが難しいと感じていることは、高瀬先生がおっしゃられた認知症なのか、精神なのか、性格なのか、生きてきた道のりなのかのところで、ご本人が選択できるかできないかを判断するのが難しいと思っている。高瀬先生のようにちょっと見に来てくれるとおっしゃってくれる先生もいるが、認知症状が低いなかで、検査もできなく病院にも行かない方が相当数いる。医療や支援に繋がるまでの道のりがとても長い。医療機関へ行くことや後見制度を使うにもお金かかるからと繋がらないこともある。大田区の中で認知症になれば初期集中支援チームを活用して、サポート医の先生に相談するとか、精神であれば地域健康課や地域福祉課のこころの相談窓口相談している。1人の方に対しては様々なネットワークを駆使しないと、対応ができないというのはよくあるので、地域包括支援センターの職員も抱え込まないことを意識して支援している。自分たちだけで対応できることでは絶対ないので、支援チームをつくることで、ご本人の意思や思いを支援者みんなで共有できる。

【鹿野委員（三弁護士会）】

成年後見制度が変わるといってお話は、簡単に言ってしまうと、制服で SML があり、あなたは S サイズ、M サイズ、L サイズとしていたのものを、ひとり1人にきちんと寸法を測って着ていただくお洋服を決めるようなことである。支援体制としてはきめ細かくなるので、ある意味大変かもしれない。ご本人が楽しく、安全に安心して生きられるための制度活用を、もう一度しっかり肝に銘じて考えていく必要がある。周り（支援者）がこの方は心配だから、何かしてしまうのではないかと、どんどん決めてしまっているのを大転換することになると思っている。いつもこの会議は具体的なご意見やいろんな考えが出て充実したものであると、私も勉強させていただいている。これをどんどん発展させて、今後の支援につなげていきたいと思っている。

【石渡会長】

最初の事例で競艇でお金を使ってしまったケースも、ご本人の意思を踏まえて支援していたことも、改めて大事であるのご意見があった。

【大谷委員（東京税理士会）】

支援が始まってから本人を緩やかに繋がりながら見守るといことが、すごく心に気づいた。長い時間かけて本人と接触しているなかで、改めて本人への理解が深まっていく。どこからスタートだったのかを改めて感じて、非常に感動した。

【渡邊委員（東京リーガルサポート）】

事例の3-1のケース身寄りがない単身世帯についての質問になるが、この方はお金が残金数十円で10日ほど何も食べていない状況ということで食料等どう支援されたのか。

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【菅野委員（地域包括支援センター）】

残金が数十円だった時には、入院したので栄養補給されたことにより回復して、1 か月ぐらいで家に戻ってきた。その時に年金が入り、そのお金をどう使うかと考えていたところ、年末だったこともあり、新年からお金がない状況になった。どうやって食料を確保したかは、社会福祉協議会のフードパントリーにも行ったが、1 人年 2 回までなので、当時は地域の教会のフードパントリーを利用していた。この方は元気だったこともあり、渡り歩きながら食料を確保していた。お米がとても大好きだった方なので、お米さえあれば大丈夫で、お米を確保するとか、最終的には自分でフードパントリーに朝早く整理券をもらいに行き、その中でタバコも吸っていて、たくましく生活していた。

【渡邊委員（東京リーガルサポート）】

資料番号 3-3 で、家族全員に支援が必要なケースについてで、これは夫が亡くなり、本人と葬儀者で火葬のみに決まるということで、火葬したのは良かった。仮に本人が他に何も持っていなかったとしたらどうしていたのか、火葬ができるのか？

【黄木課長（大田区福祉部）】

身寄りがない方のお問合せがある場合は、基本的に区の方で対応させていただく形になる。親族を探しはするが、それと同時にご遺体等の対応も含めて区の担当の係があり、対応している。病院や警察などの関連のところからご相談が入り、そういった場合には、区で対応をしている状況である。

【石渡会長】

いわゆる行旅死亡人として取り扱われることになる。この方の場合は、むしろご長男がいたことにより長引かせてしまった。

【根本委員（東邦大学）】

本当に色々なケースがあり、医療機関では地域で起きている実情が分からないので勉強させていただいた。資料番号 3 の事例は、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、おおた成年後見センターの各事例が提示されて、キーとなるサポート機関だったと思われる。いろいろな事例に関して、窓口となる機関がどのように決まってくるのかお聞きしたい。例えば、こういうケースはこの機関がキーになるのかが分かるといい。そうすることでファーストコンタクトのところが、機能していくと考えられるので、その辺の状況をお聞きしたい。いろいろ病院での診察において、患者と一緒にサポートされる方もついて来られることも多くなっていて、こちらからアプローチする時に、どこが窓口になっているのか、どこにアプローチすればいいのか、非常に混乱することが多い。どういう形でキーとなる機関が決まってくるのかをお伺いしたい。

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【星野委員（東京社会福祉会）】

国の考え方では、地域連携ネットワークは、中核機関が中心となって構築していくとされている。中核機関が、令和 8 年度中に社会福祉法の改正において法的に位置づけられる予定である。そのため、資料番号 4-1.4-2 の緊急対応と日常対応で少し気になるところがあり、権利擁護の窓口におおた成年後見センターが出てくるが、“成年後見”のことだけを取り扱うのではないので、気づきや発見の場面でもその位置づけが示されているとよいと思う。中核機関が全てのチームに関わることが求められているのではないので、中核機関が支援チームが自立できるようコーディネートする機能が求められる。

ネットワークを作る中心は、中核機関（区と社協）になるが、大田区は 4 庁舎に分かれておりそこをどうするか。一次相談は、高齢者なら地域包括支援センター、障害者なら基幹相談支援センター、重層的支援や生活保護などの生活困窮については、行政にその枠組みが法的に当たるため連携の強化が求められる。おおた成年後見センターは、法定後見や地権だけではなく日常の緩やかな相談窓口ともつながる仕組みが必要なので、センターの名称も含めて、その役割・機能については今後も検討が必要になってくると考える。

【星野委員（東京社会福祉会）】

ネットワークづくりの発見・気づきがあった時に、どこにつなげればいいのか分からない場合には、国は中核機関にという考えがある。

【黄木課長（大田区福祉部）】

何か気づいた方が、行きやすい場所にご相談いただき、そこから繋がることを目指していきたいのが大前提である。例えば、気づきを近くの包括支援センターや特別出張所の職員に伝えたり、相談の入口をどれだけ広くできるかというところを、区では今検討している。現在、特別出張所職員に福祉系の研修を受けてもらい、どれだけ間口を大きく取れるかというようなことを目指している。

星野委員も言われた区の相談機関に伝えるのが一番早いですが、関係機関につなげていただくことを区民の方をお願いしている。ワンストップ窓口を作るのも重要だと考えられているが、どこの機関に行っても相談できるよう取り組んでいる。

【根本委員（東邦大学）】

区民には各窓口の機能が分からないので、どこに行ってもいいと言われるのがかえって迷うのではないかと考える。

【丸山委員（大田区介護保険サービス団体連絡会）】

高齢分野であれば、地域包括支援センターの相談窓口は年齢と居住地で窓口が決まっている。例えば、65 歳以上で蒲田 4 丁目に住んでいるとしたら、蒲田 4 丁目を管轄している地域包括支援センターが窓口になる。どの地域包括支援センターに行っても自分の

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

住所地の相談窓口を教えてくれるし、事業や一覧をお渡しすることが可能である。ただ、どの地域でも同じようなネットワークが構築されているかは、地域差が出てしまうこともある。介護保険事業者は全区（大田区）展開しているの、地域包括支援センターの能力が発揮されているかどうかが課題になってくる。この機能が平準化され、どの地域でもネットワークが構築されていくための指導が、行政の責任としてあるのではないかと考えている。

【星野委員（東京社会福祉会）】

いろんな自治体で検討していると思うが、個人的には権利擁護については、地域任せにできない部分があると思っている。介護保険や福祉サービスにはそれぞれの地域性や地域特徴があり、自分はどこに住みたいかを選ぶことが出来る。でも、権利擁護支援については、後見だけの話ではなく、まさにこの 3 つの事例のような方々が、どこの地域にいたから助かった、どこの地域にいたから助からなかったであってはいけないと思っている。理想論かもしれないがそう思っている。

【長谷川委員（東京精神保健福祉士会）】

本日の事例について感想になるが、まず 3-1 の事例については、マンション売却などのご本人の課題に取り組み解決していかれ、場面ごとに見事に対応されている。ご本人にもご家族も幸せだったのではと思ったところである。3-2 の事例については、障害者世帯の長年のテーマである親亡き後の課題で、実態として自分（親）が介護される側になった時に、ひきこもりの方を含めて世帯に関わっていくタイミングになると思った。親族の方がキーパーソンとして期待される時に、何が出来るか、出来ないかなど、具体的な対応を提示できればいいと思った。また、後見人が障害者を受任するのは初めてのケースとあるが、逆に障害に精通した方を選任する現場も多いと思うが、そういう方に集中してしまうと対応できなくなってしまうので、初めて受任する方をみんなで育てていく視点も併せ持ってもいいのではないかと考えた。アプローチの仕方として、なかなか支援を望んでいない方は、よくソーシャルワークの世界では、将棋を指しながら将棋を教えるみたいなことが言われるなど、多様なところがある。

資料番号 4-1 と 2 の緊急性のところの発見をしたときに一番困るのが、状況がわからないことである。平時も同様であるが、状況がわかる中で緊急性が出てくるのであればいいが、状況を理解するまでかなり濃密な関わりをしていく必要があると思った。

【武原委員（金融機関）】

大変勉強になる事例を共有させていただき、とてもありがたい。
当金庫内では、昨年 11 月に権利擁護支援のための相談が、横浜市港北区内の支店から本部の方に 1 件きている。まだまだ支店内では、この権利擁護支援という取組みに、ピンとくる職員も少ない状況であり、本部としてもそういった方々よりご相談が来た場合には、

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

代理人関係届の申請ということで、対応するように説明している。

先ほどお話の中で、間口を広げるというところがありましたが、やはり金融機関でも、窓口に来られて気づく事案、集金等で訪問した時に気づくことがあるので、大田区内の場合には、地域包括支援センターをご案内することがある。

【石橋委員（公証役場）】

私は、公証人というより裁判官として思うところがある。裁判所の実態を申し上げると、東京家庭裁判所はパンク状態で、後見を担当する係の部屋が机を増やせない状況の中で書記従業員がいる。そのためきめ細かい対応が出来ないこともある。今回のこの制度は、改正の中でもワンスポットの利用、例えば不動産売却だけを後見（改正後は補助）を利用して、そのあとは利用しないということで審議員の方は考えている。裁判所としては、始まる段階でそれを決めることは難しく、ある程度利用してから、ここでストップ（終了）していくのがいいかなどの判断が出来るのではないかと考えている。多分最高裁の方でもある程度譲歩しながら、検討されたのだと推察される。皆様には、裁判所の実を知っていただき、温かい目で一層のご努力をいただければ有難いと思っている。

【石渡会長】

委員の方からいろいろなご意見をお聞きして、中核機関がどこまで動けるのかが大事になってくると思う。それでは、中核機関からご発言をお願いします。

【有我委員（大田区福祉部）】

報告いただいた3つの事例は、委員のご意見にもあったとおり、支援者に恵まれたケースであったと思う。昨今、孤立・孤独を防ぐことは様々な分野で共通の課題となっているが、支援者も同様に孤立させないことが重要であると感じた。地域連携ネットワークによるチーム支援はその方策の一つとなるという観点からも引き続き強化していきたい。

また、相談窓口は区として拡充を図っている。その際、ワンストップで用件を済ませられることは望ましいが、多分野にわたって専門性を高めることには限界もあり、複合課題を抱えるケース等では一つの窓口で完結させることは難しい面もある。そのため、地域に身近な相談の入口を増やし、最初の窓口で完結しなくても、必ず所管部署や専門機関につながる仕組みをしっかりと構築していきたい。

【近藤委員（大田区社会福祉協議会）】

今日のお話を聞いていて、中核機関として今後ますます重責を担うことになるのだと感じた。委員の皆様の共通の認識と理解が必要となる。中核機関がハブになるという話も出ており、大田区では本協議会で、委員の皆様と協議できる場があるので、協議会を通じて各機関の方と理解を深めていきたい。大田区は規模が大きいので、相談窓口として最初に対応した方が、必要な機関につなげていくことになる。最終的には複合的な課題も多

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

く、1か所で完結できるものは少なく、支援の割合が一番多いところを中心に、関係機関がサポートしていくような形で、現状では動いていることが多いと感じている。引き続き委員の皆様にはよろしくお願ひしたい。

【石渡会長】

今日も大事なご指摘をたくさんいただいた。本日のご意見を踏まえて、地域連携のあり方を継続して検討していくことになる。事例の中でも、窓口に行ける方はいいが、行けない方について悩ましいと感じている。課題を抱えている方に地域の目が向けられ、入り口が大事であること今日改めて感じた。他にも何かあれば事務局に情報提供していただければと思う。課題を明確にして次の議論に進めるといい。本日は、皆様から貴重なご意見、本当にありがとうございました。時間も迫ってきているので進行を事務局にお返しする。

【黄木課長（大田区福祉部）】

石渡会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様からいろいろなご意見いただきありがとうございます。本日の内容については、議事録としてまとめさせていただき、ご報告させていただく。

4 事務連絡

今後のスケジュール

第 11 回 大田区成年後見制度等利用促進協議会

日時：令和 8 年 8 月 25 日（火）10 時～正午開催予定

5 閉会

中核機関 大田区社会福祉協議会近藤事務局長 あいさつ

～～～近藤事務局長 あいさつ～～～

議事要点

【報告事項】

- 医師に診断書を書いていただくときには、本人情報シートなどを参考にし、医学的見地で本人の判断能力を見ることだけでなく、日常的な支援者が本人をどのように見ているかがとても重要になる。医師の方とこれまで以上に、民法改正後の制度について共通の認識を持ち、連携する必要がある。
- 中核機関の役割も、来年度、国で法定化を含めて検討が進んでいる。中核機関が後見制度だけでなく権利擁護について、様々な領域の方たちと共通の認識や理解を持つことになる。そこがハブとなるのでとても大事である。
- 法務省の資料の適用範囲拡大の意味は、現在の補助の考え方を、保佐や後見にも広げるということである。現在は、本人の判断能力が回復すれば、類型を変更したり取消しをすることができるが、多くの事案においては、一度利用すると終身までである。定期的に見直しがされるということは、利用者側にとっては使いやすくなることが目指され

第 10 回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

たからである。一方で支援者の方たちが、考え方や発想を変えなくてはいけない。

- 今回の民法改正だけでは難しいこともあり、例えば、身寄りのない方の身元保証の問題等で代理人が求められていることについては、第二東京弁護士会のシンポジウムでもあったように、安易に身元保証人や身元保証会社を利用するということではなく、民間事業者と一緒に考えていくことが必要であると提示された。今までのような、後見制度の開始により後見人に任せただけで安心、というのとは違う方向になる。

【協議事項】

- 支援が繋がった事例ではあるが、どの役割が求められていたのか。例えば日常的な支援体制の中で、お金の管理が必要だったのではないかと。今後、こういう方たちを支えていく地域のネットワークが必要だと思っている。
- 支援拒否の方は理解が難しいため、支援者が選んでほしいと思っている支援を選択しないこと、支援拒否していると思われてしまうこともある。拒否というよりは、その方に合う形の支援体制をつくることで解決できないかと思う。その時に成年後見制度を一度利用し課題を整理したうえで、地域に戻るようなイメージで、新しい制度が使われるといい。
- 1人の方に対しても様々なネットワークを駆使しないと、対応ができないというのはよくあり、職員が1人で抱え込まないことを意識して支援している。自分たちだけで対応できることでは絶対ないので、支援チームをつくることで、ご本人の意思や思いを支援者みんなで共有できる。
- 支援が始まってから本人を緩やかに繋がりながら見守るということが、すごく心に気づいた。長い時間かけて本人と接触しているなかで、改めて本人への理解が深まっていくことに非常に感動した。
- ネットワークを作る中心は、中核機関（区と社協）になるが、大田区は4庁舎に分かれておりそこをどうするか。一次相談は、高齢者は地域包括支援センター、障害者は基幹相談支援センター、重層的支援や生活保護などの生活困窮については、行政にその枠組みが法的にあるため連携の強化が求められる。
- おた成年後見センターは、法定後見や地権だけではなく、日常の緩やかな相談窓口ともつながる仕組みが必要なので、名称も含めて、その役割・機能については、今後も検討が必要になってくると考える。
- 孤立・孤独を防ぐことは様々な分野で共通の課題となっているが、支援者も同様に孤立させないことが重要である。地域連携ネットワークによるチーム支援はその方策の一つとなるという観点からも引き続き強化していきたい。
- 相談窓口として、最初に聞いた方や窓口で、必要な機関につなげていくことになる。最終的には複合的な課題も多く、1か所で完結できるものは少なく、支援の割合が一番多いところ（機関等）を中心に、関係機関がサポートしていくような形で、現状では動いていることが多いと感じている。